

会計選択行動と会計情報の需給調整

Accounting Choice Behavior and Adjustment of Demand and Supply for Accounting Information

中村文彦

NAKAMURA Fumihiko

要旨 企業の経営者が、ステークホルダーに対し、ビジネス活動の顛末を報告する財務報告制度では、会計情報が、論理的拠り所としての会計基準に従って作成される。もともと会計基準は、社会的合意を基礎に成立するものであるが、近年におけるビジネス活動の複雑化・グローバル化は急速に展開するため、変化を十分に織り込めないことも多い。この場合問題となるのは、当該会計基準に準拠して会計情報を作成しても、会計情報の「質」が、必ずしも保証されないことである。

このように考えると、単に一時的与件を満たす会計基準を設定することよりも、常に可変的な事象に対応し得るよう、一種のフィードバックを織り込みつつ、トータルな視点に基づいて、会計基準を論理的に設定し得るシステムを構築することが、社会的に要請されているものと思われる。本稿では、こうした社会的ニーズを勘案し、基準設定の枠組みとメカニズムに関して動学的な視点からの考察を行う。

1 序：問題の所在

財務報告は、企業の経営者が、ビジネス活動について、貨幣数値によって描写し、経済的意思決定を行おうとするステークホルダーに対して、その顛末に関わる情報を報告するための任意の視点および技法を用いた制度である。この制度の下で開示される、アウトプットとしての会計情報は、通常の場合、ビジネス活動の顛末を、どのように認識・測定（評価）・記録し、会計情報へと変換し、各ステークホルダーに報告すべきか、等について予め定められた、ディスクロージャーの基本ルールである会計基準に従って作成される。

先進各国の基準設定主体は、資本市場の発達とともに、この財務報告制度を発展させてきたが、その際、制度に強制力を持たせ、なおかつ、経済的にも機能し得るものとするために、合意に基づいた社会的プロダクトとしての会計基準の論理性を整備し、（規制機関の存在に裏付けられた）權威性を付与していった。この過程において特に重視されていたのは、ビジネス活動を適切に会計情報として描写・要約し得るような視点および技法を、その時点において考え得る最良のアプローチに基づいて、可能な限り論理的に整合性ある体系として、いかに会計基準に織り込むかという課題を達成することであった。これらが満たされることによって、その財務報告を通じて開示される会計情報の説明力が十分なものとなり、それを利用するステークホルダーにとっても有用な情報となり得るからである。

しかしながら、近年では、企業のビジネス活動は、ますます複雑性を増大させながら、グローバルなエリアにおいて行われるようになってきており、また、変化のテンポも次第に早まってきているため、こうした課題を十分な水準で達成することが、次第に難しくなっている。

もともと会計基準は、ある社会状況において、それをディスクロージャーのルールとみ

なすことに合意が得られることではじめて成立する、一種の社会的なプロダクトとしての性質を有している。したがって、こうしたビジネス活動の複雑化等を背景とする、急速な変化をそこに織り込むためには、少なくとも、合意が成立するまでに一定の時間が必要とされることになる。そうであるならば、合意の成立がなされていない状態、すなわち、これら変化を織り込むことが出来ていない状態の会計基準に準拠して企業の経営者が会計情報を作成しても、会計情報に対する「質」は、必ずしも保証されないということになるだろう。そのような状況において作成された会計情報は、当然ながら、その利用者にとっても、また作成者自身にとっても有用なものとはなり得ないことから、その機能性を十分に果たすことは期待し得ないだろう。この問題について、将来事象を例として具体的に考えてみよう。

将来事象は、将来に起こる（つまり、現在はまだ起こっていない）事象を、予想することから生じる概念であり、そこにはその事象に関わる不確実性の問題が常に存在することになる。この将来事象を財務報告に描写する場合、その対象となる数値自体は、事象として生じる予測値と実測値の2つしか存在しないのであるが、描写に用いる数値としては、認識時点の違いや測定の方法によって、様々なものを用いることが可能である。つまり、描写数値としての予測値と実測値は実際値である必然性はないため、結局は、実際の2つの数値と描写後の2つの数値の計4つが、財務報告に関わってくることになる。これら事象を財務報告書上にどのように表現するのかによって、結果としての算定数値は大きく異なることになる。つまり、これらを描写した場合の会計数値の「質」は、根本的には、会計基準に定められた上記の数値に関する認識・測定（評価）規定と、その処理の背後に存在する、任意の時点における将来事象に対する考え方やとらえ方の論理水準に大きく依存するといえるのである¹⁾。

その時点における将来事象のとらえ方が、論理面で必ずしも十分といえない水準であれば、当然ながら、会計基準が持つ表現の可能性は十分な水準とはならない。また、ビジネス活動および描写の視点・技法、そしてその背後にある論理的なとらえ方が、基準設定後に生じた環境変化によって大きく変化する場合も、それらのコンテキストの変化がアップデートされず、基準に織り込まれなければ、上記と同様の状況が発生する。

会計基準の表現力の不十分性は、会計基準を利用して会計情報を作成しようとする経営者にとっては一種の制約要件となるため、その財務報告を通じた経営者の顛末報告の説明力は低下する等、影響を受ける可能性がある。

経済社会は、常に可変的な存在である。その意味で、会計基準に、描写対象の変容と、描写の技法の改善・改良を適宜織り込みながら、将来にわたって論理性を維持し続け得るように、常に、理論面から再検討を行い、「質」を高めていくことが求められている。特に、会計の描写対象が著しく変容する今日のような局面であれば、なおのこと、こうした必要性は、従前よりも増しているはずである。

このように考えれば、会計情報作成の拠り所としての会計基準を、単に一時的な与件に基づいて体系化するだけでなく、常に変容し続ける事象にも対応し得るように、一種のフィードバック・システムを織り込み、トータルな視点から論理的に会計基準を再設定し

¹⁾ 加賀谷 [2015b] では、日本の会計基準に規定される将来事象が近年非常に増加する傾向にあり、この会計処理の判断によっては、企業業績や経営行動が大きく影響を受け得ることが指摘されている。

得る枠組みを開発することが、今後、社会的に望まれることになる。

2 会計情報の需給調整メカニズム

前節の理論的な枠組み導出を考える場合、ひとつの鍵となるのが、次に示すような財務報告に対する需給を調整するメカニズムと、それに関わる人為的な要素であると思われる。財務報告に関しては、財務報告書の作成者である企業と、財務報告書の利用者であるステークホルダーとが、会計情報の供給と需要とを巡って調整活動を繰り返す、一種のマーケットととらえることもできる。このとらえ方の下では、当該市場において、その需給が均衡するまでの間、会計情報を巡る調整活動が行われる。言い換えれば、財務報告のプロセスに、会計情報の需要と供給とを調整するメカニズムを想定できるのである。

そうした前提に立てば、上述のような、描写対象の変容、描写視点と技法の発達、会計基準のアップデート等の問題とそれへの対処行動は、会計情報に対する需給を調整するメカニズムに関わる事項として、これまでとは別の角度から考察し得ることとなるだろう。

重要なのは、この場合の調整のパラメータには、人為的な要素が関わることである。そこで、需給調整メカニズムにこの人為的な要素が関わるポイントをあらためて整理してみると、3つ存在しているものと思われる。すなわち、①会計基準が形成されるプロセスにおいて基準設定に関わる主体がそれぞれ採る行動、②経営者が会計基準を利用して財務報告書を作成するに際して採る行動、③開示された会計情報に基づいて財務報告書の利用者が採る行動（経済的意思決定）である。

本稿では、これら3つのポイントが、すべて次節で示す会計選択行為と同じポイントで行われていることに注目している。会計選択という行為と、会計情報に対する需給調整メカニズムとの関係性に焦点を当てながら、上述した会計基準設定の理論的な枠組みを考察することにしたい。

3 財務報告プロセスと会計選択

財務報告プロセスでは、企業のビジネス活動が、2つの作成者側の「会計選択 (accounting choices)」を通じて財務報告書に表現され、会計情報としてアウトプットされている。また、開示された会計情報に基づいて、利用者側であるステークホルダーの選択行動、すなわち、経済的な意思決定が行われ、それが、会計実務や会計理論に対する変更等をもたらすという意味で、一種のフィードバック構造となっている。

第1の会計選択は、会計基準の設定主体が、現時点までに確立されている会計理論および会計実務に基づいて会計代替案を導き出し、そのなかからひとつの会計処理、あるいは複数の代替的処理²⁾を選択して規定することで、会計基準が設定・公表されるというものである。

この会計選択では、個別の会計基準や概念フレームワークに関する事項、例えば、財務構成要素、資産負債アプローチや収益費用アプローチ等の会計観、資産および負債の属性、

²⁾ 例えば、退職給付会計基準の場合、会計基準の適用時期に関する会計代替処理（早期適用、通常適用、段階的適用等）、退職給付債務を現在価値に直すための割引率や、期待収益率等の運用や時間経過に関わる事項の会計代替処理、会計基準適用時差異等の政策的な会計代替処理、数理計算上の誤差等の計算上の期待と実際の差によって生じた金額の処理に関する会計代替処理、等がある。

会計基準のタイプ、費用配分方法等の認識・測定（評価）および配分の諸要素、等に関する代替的な会計処理が、一旦、代替案として導出され、その中から最終的に会計基準に採用されるものが選択され、決定されることになる。

このプロセスを通じて会計基準がどのように規定されているのかということは、企業のビジネス活動の描写可能性を左右するという意味において、重要な影響力を持っている。上に示した関係を前提とすれば、会計代替案の「質」は、会計理論の「質」と会計実務の「質」、という2つの要素に大きく左右され、また、会計基準の「質」は、会計代替案の「質」により左右される構造となっていることが分かる。つまり、この一連の過程で表現されているのは、会計基準という描写ルールに「質」を付与するメカニズムであり、現時点において既に確立されている会計理論、その時点までに行われてきた会計実務、そして、会計代替案を導出する会計基準設定主体の性質、という3つのファクターは、「質」を規定する際の要因として位置づけることができるのである。ここで、それぞれのファクターの内容を見てみよう。

第1のファクターに関しては、その時点までに確立している会計理論³⁾の論理性がどのようなものであるかが問題となる。かつて見られた、会計公準・会計原則・会計手続きという3段階のルールの導出過程や、取得原価主義会計や公正価値会計等の計算体系、評価や配分に関わる思考と理論等、計算構造に関わる様々な理論が、高度な論理性によって体系化されているものである場合には、結果として合意された会計代替案にも、一定の水準と「質」が期待できることになるだろう。

第2のファクターに関しては、その時までに行われている実務手法や実務の水準が、重要になる。高度で洗練された手法が広く普及するような状況であるか、あるいは、複雑で洗練とはほど遠い状況であるのか等によって、適用されるべき会計代替案の強弱や範囲の広狭等にも違いが生じることになる。会計代替案については、実務上の必要から導出される場合もあれば、会計基準設定主体が行った議論を経たうえで導出されることもある。特に、後者の場合には、会計基準設定主体がどのような代替案の導出システムをとっているのかに応じ、導出される代替案の「質」が左右されることも考えられるだろう。

第3のファクターである会計基準設定主体の性質に関しては、次の2つの視点からとらえることができる。ひとつは、会計基準設定主体が社会的にどのような位置づけであるかという点であり、基準設定主体の基準設定の方向性如何によって、合意されるルールの内容が異なることになる。例えば、権威ある機関より会計基準の設定権限についての委譲を受けたプライベートセクター型の基準設定主体が基準設定を行う場合には、会計目的が広範なステークホルダーから提案され易くなるのに対し、パブリックセクター型の基準設定主体の場合には、トップダウン型の会計目的が強制的に提示される可能性もあるだろう。

もうひとつは、会計基準設定主体が採用する基準設定方法である。利害関係者が広く参加できるようなオープン型の基準設定方法を採る場合には、広範なステークホルダーの間における利害調整が、基準設定上の議論を通じて行われることもある。これに対し、限られた参加者のみで基準設定が行われる閉鎖型の基準設定の場合、そうした利害調整は、基準設定の段階では十分に行われない可能性も存在する。

³⁾ 会計理論について一般的な定義をするのは難しい。ここではひとまず、財務報告プロセスを矛盾なく説明できる認識・測定および報告の理論体系という定義づけをしておきたい。

ところで、会計基準は、規制を受ける企業側だけでなく、それを利用する側、すなわち各種のステークホルダーの間においても、一定の「合意」が得られなければ成立せず、公表できない。そこで、会計基準の設定段階に、ステークホルダーが参加し、それぞれの利害を主張するというインセンティブが働く。このプロセスを通じて、ステークホルダー同士の利害が調整され、結果的に財務報告に対する社会的レベルの利害の裁定（線引き）が行われることになることから、社会的会計選択とも呼ばれている。重要なのは、会計基準の設定を通じて、会計情報の作成者と利用者との間に、ルールに対する「合意」が形成され、その後、ディスクロージャーの基本ルールとして機能することである。つまり、上述したような「質」は、あくまでも、この合意が成立した上で規定されるものであるから、合意の内容如何によっては会計情報の「質」にも影響が生じる可能性が存在するといえよう。

第2の会計選択は、経営者が、財務報告書作成の拠り所たる会計基準に基づいて会計方針（accounting policy）を決定し、アウトプットとしての会計情報を作成する行動である。既に、会計基準に規定された所与の条件としての代替的会計処理、すなわち認められた会計処理のなかから、企業の経営者がルールに基づいて、任意の会計処理方法を会計方針として選択し、財務報告書を作成するという意味で、私的会計選択といわれる。

これには2つの行動機会が存在する。1つは、会計基準に規定された複数の代替処理のなかから1つの会計方針を選び出すという行動である。例えば、企業の経営者は、その目的を遂行するために、会計基準上の代替処理の選択を通じて、利益マネジメント⁴⁾を試みることがある。この場合、財務報告書の利益情報は、利益捻出型、利益平準型、および利益圧縮型の3つのパターンによってコントロールされることになる。こうしたものを含めて、会計方針を決定する事例を観察し、行動に関する一定の傾向・趨勢等を実証分析によって理論的に考察する研究も多く行われてきている。

もう1つ重要な行動機会は、会計基準の経済的なインパクトの大きさから、実際の経済活動を変更する等の行動をとることである⁵⁾。例えば、退職給付制度の場合には、退職給付会計基準を適用することによって、それまでにオフ・バランスであった積立不足をはじめとして、様々な数値が財務諸表本体に関わっている。したがって、こうした影響を考慮して、実際の運営活動や運営に関わる財務を変更する動機が存在していることも十分に考えられるだろう⁶⁾。

先述のように、会計情報の「質」は、会計基準の「質」に大きく依存する構造となっている。会計基準に投影された基準設定主体の会計目的観と計算構造観は、私的会計選択を制約する要因として作用し、会計情報の「質」と機能とを左右する。その意味で、会計情

4) 乙政 [2014] によれば、利益マネジメントには、機会主義的選択、効率的選択、情報提供的選択の3つのパターンがあり、また、その方法に関しては、会計的裁量行動、実体的裁量行動、表示区分シフティングの3つが存在する（263-265頁）。

5) こうした行動は、会計代替案を経済的取引そのものには影響を及ぼさずに選択する技術的会計政策に対して実質的会計政策とよばれている。詳細は伊藤 [1985] を参照せよ。

6) これについては、給付水準の引き上げや引き下げ、掛金の引き上げや引き下げ、運用に関するポリシー変更に伴う運用ポートフォリオの変更や投資マネージャーの変更、等のように、制度の種類自体についての変更は行わず、その設計内容についてのみ変更を行うものと、他の種類の制度への変更や制度廃止等のように、制度の種類自体を変更するものが存在する。いずれにせよ、こうした制度デザインの変更は、企業側のコスト負担等の問題に留まらず、退職給付制度の本来の目的である受給者の給付を受ける権利に関わる重大な問題を生じさせることになる。

報の作成者、すなわち、供給者の会計情報供給行動に関わる全ての人為的な要素は、こうした経営者の会計選択を通じて、供給者側のパラメータを性格付けながら、会計情報そのものの「質」をも規定していると考えられるのである⁷⁾。

それでは、会計情報の需要者、すなわち、利用者たるステークホルダーによる会計情報の利用に関しては、需給調整のプロセスにおいて如何に機能し、「質」の規定にどのように関わってくるのであろうか。

一般に、会計情報の利用者の利用目的は、少なくとも、2つが指摘されている。ひとつは、個々の契約内容に基づいて、企業との間に利害関係を有する各ステークホルダーが、他の利害関係者を考慮した全体的な関係のなかで、各々の利害を裁定・調整するために、利害調整に関わる情報を必要とするという視点である。その中心となるのは、経営者の受託責任の遂行状況に関わる情報と、企業価値を維持しながら達成することが可能な配当可能利益に関する情報である。基本的には、これらの情報を基に、各種ステークホルダー間の利害関係が線引きされ、その利害裁定がなされるため、この情報を重視することは、結果として適正な期間利益を算定するために必要となる会計情報を求める視点に結びついてくる。

もうひとつは、投資者の視点に立ち、新規の投資あるいは転売等において役立ち得るような情報を、本質的に必要とすると考えられる視点である。その関心は、主として、市場価値が本来の価値よりも割安あるいは割高に評価されているような投資対象を発見することにあるため、その発見に役立ち得るような情報や、将来における投資収益率のリスク水準を推計するのに役立つ情報が、どの程度提供されるかということに対して敏感に反応する。したがって、企業は投資対象としての価値の有無および増減を常に問われていることになり、そうした要求に応えるため、自らの経営パフォーマンスの成果である財務数値に企業価値を投影するように努力を払う必要が生じる。結果として、情報を提供する企業にとっては、企業価値を創造することがその命題のひとつとなる。こうした視点から、現在および将来のキャッシュ・フロー計算に関わる会計情報に関心が集まることになる。

要するに、前者の場合は、利害調整メカニズムにおいて各種ステークホルダー間の「利害の線引き」という「合意」が形成されることを通じて、また、後者の場合には、資本市場における投資者の企業評価と企業のそれへの攻防という人為的行為が行われ、マーケットメカニズムの下で企業評価が両者の「合意」に基づいて均衡値として成立することを通じて、それぞれ、会計情報に対する需要者側のパラメータが動かされ調整が行われていると解することが出来るのである。そして、この人為的行為が財務報告プロセスに作用する局面こそが、各段階における会計選択行動と考えられるのである。

4 概念フレームワークにおける質的要件の意味

会計情報の「質」に関して会計理論の視点から論じる場合、FASBの概念フレームワークおよびIASB (IASC) の概念フレームワークに規定される質的要件を中心としてこれを検討することがしばしば行われる。

概念フレームワークは、通常、特定の基準設定主体のプロジェクトの下で、資金、人的

⁷⁾ 無論、経営者の会計選択自体や経営者自身のビジネス活動の巧拙、あるいは経営者の財務報告に対するスキルといった諸要素も、会計情報の「質」を規定する基本的な要素と考えられる。

資源、そして時間を十分に用いて設定されるものであり、論点整理の段階で可能性のあるあらゆる論点が示され、そこから、アジェンダの設定、論点の検討、コメント・レターの検討、公聴会の開催、公開草案の公表等、設定作業を進めていくというプロセスを経て定められるものである。そのため、概念フレームワークを検討することは、財務報告の基礎的諸概念だけでなく、財務報告プロセス全般にわたる理論的な分析を行う上で、非常に有益な視点が得られやすいと考えられる。

しかしながら、概念フレームワークの意味について、会計選択行動という視点から眺める場合、これが必ずしも純粹理論から生み出されるプロダクトであることは保証されない。それは、すなわち、上記のような膨大な資金と時間をかける設定プロセスにおいて、様々な人為的エレメントが多く関わってくるためである。このことは、既にこれまでの構造分析によって、明確に示されているであろう。会計基準設定主体の持つ会計目的観等の要素は、設定プロセスを通じて、段階的に影響を与えていく構造である。したがって、この構造を前提とすれば、最終的にアウトプットされる概念フレームワークのようなステートメントには、基準設定主体の政策的な立場を表明する、一種のポリシー・ステートメント、としての性格が付与されていることが想定されるのである⁸⁾。

つまり、概念フレームワークに規定されている質的要件を検討するに際しては、社会的会計選択のプロセスのそれぞれの段階、すなわち会計代替案の導出段階や基準設定プロセスにおいて、既に行われた議論等の選択行動が、その基本的な方向性として投影済みとなっていることを十分に理解しなければならないのである。

さらに注意が必要なのは、概念フレームワークは、会計基準そのものとは別の存在であるという点である。各プロジェクトが必要に応じて設けられ、議論を経て設定される個々の会計基準に対して、理論的な後ろ盾を与えることが、概念フレームワークに与えられた本来の任務である。そうであるならば、個々の会計基準の「質」は、概念フレームワークの質的要件に照らして確認されることになり、その要件に該当しないものは修正等を求められることとなる。また反対に、個々の会計基準の設定が概念フレームワークの質的概念の設定に先だって行われていた場合には、個々の会計基準の「質」概念が、概念フレームワークの設定時に、織り込まれ表現されることとなる。

要するに、会計基準の設定を通じて「質」が規定されるプロセスでは、概念フレームワークがその「質」概念のガイドラインを提供し、反対に、概念フレームワークの設定を通じて質的要件が規定されるプロセスでは、個々の会計基準に規定された「質」概念が、全体として大まかなガイドラインを提供するという、一種の相互関係が形成されているととらえられるのである。

結局のところ、社会的会計選択行動には2段階の「質」の規定構造が存在しており、これらが相互的に作用し合うことで、基準設定主体のポリシーの範疇を超えない「質」概念が会計基準と概念フレームワークに付与されるメカニズムとなっていたのである。

⁸⁾ 概念フレームワークの持つ性質や本来の意味に関しては、大塚 [1994] において詳細に検討されている。そこでは、概念フレームワークは、基準設定主体としてのFASBのポリシーを示したものであると指摘されている (46-48頁)。

5 質的要件の変化

2010年9月、FASBはこれまで定着していた概念フレームワークの1号（SFAC 1）と2号（SFAC 2）の改正する概念フレームワーク8号（SFAC 8）「財務報告の概念フレームワーク、第1章：一般目的の財務報告の目的および第3章：有用な財務情報の質的特性（Conceptual Framework for Financial Reporting, Chapter 1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information）」を公表した。

この背景には、FASBが会計基準の国際化戦略のなかで立ち上げた、IASBとの共同プロジェクトが存在している。これは、両基準設定主体の概念フレームワーク間に存在していた相違を解消し、単一の概念フレームワークを構築しようとする試みであり、SFAC 8の公表はそのひとつの成果として位置づけられる⁹⁾。

ここでは、SFAC 8の公表によって、概念フレームワークの質的特性の規定に変化が生じていることに着目し、SFAC 2とSFAC 8とではどのような違いが存在し、その背景にどのような思考・要因が存在しているのかを考察する。

前節において考察したように、会計選択行動の視点から、財務報告プロセスのアウトプットとしての会計情報について考える場合、その「質」を規定するのは、社会的会計選択を通じて規定された、2つの質概念、すなわち、概念フレームワークの質的要件と、会計基準に投影された「質」概念であり、それが相互に関係し合うことが、その規定を性格付ける上で大きな役割を果たしていた。こうした構造を措定するならば、概念フレームワークの質的要件は、アウトプットとしての会計情報の「質」を左右する要素ととらえ得ることになる。したがって、今改正における変化が、今後、どのような影響を会計情報の「質」やその需給調整・会計選択行動に及ぼすかを考えるためにも、今改正の変化とその背景に存在する思考と要因との考察が欠かせないと思われる。

まずは、SFAC 2の質的要件を検討しよう。SFAC 2の質的要件に関しては、信頼性（reliability）、関連性（relevance）の2つが、基本概念として示されており、これらが一定条件下で満たされた会計情報には有用性があると考えられている。SFAC 2によれば、測定値の信頼性は、表現の忠実性（representational faithfulness）および検証可能性（verifiability）、中立性（neutrality）の3つが満たされることによって確保される（par. 59およびpar. 62）。

この場合の表現の忠実性に関しては、客体たる測定値および経済事象が一致することに焦点が当てられている（par. 63）。しかしながら、この定義は、次の2つの意味で解釈が難しい。1つは、経済事象と測定値の間に存在する、測定という技術のとらえ方の難しさである。もともと測定という行為には、測定者、すなわち、情報の作成者である主体の測定目的の違いや、測定技術の巧拙が不可避的に関わっている。したがって、表現の忠実性に関わる測定について、どの程度のものとすべきかが本質的に問われることになる。もう1つは、「表現したい（it purports to represent）」という部分からも明らかのように、情報の作成者たる主体の視点が規定に盛り込まれていることで、主体の相違によって表現した

⁹⁾ FASBとIASBが、この討議資料（Discussion Paper）を公表したのは、2006年の7月のことである。このコメント・レターは179通であったが、両委員会は、テーマの再検討の段階で、これらのすべてのコメントその他を考慮して、2008年5月には、公開草案（Exposure Draft）を公表している。最終的には、これに対する142通のコメント・レターを考慮の上、SFAC 8が公表されている（SFAC 8 [2010]、BC1.3）

い内容が変わる可能性が存在することである。この意味で、信頼性は関連性に関わる概念であると考えられる。

実は、検証可能性にも同様の問題が存在する。検証の目的についてSFAC 2では、会計の測定値が経済事象を表現し得ているか、相当の程度保証することと規定する (par. 81)。検証という行為にはその行為主体が存在する。この意味で、特定の目的の下で検証が行われることがこの規定に含意されているからである。これに関しても、関連性に関わりなく考えることが出来ないといえるのである。実際、SFAC 2では、「情報利用者にとって、最終的に有益であるか否かは、関連性および信頼性の相対的なウエイトにかかっていることは明らかである (par. 90) と述べ、信頼性が関連性という概念から独立して考えられない概念であることが示されている。

これに対し、中立性に関しては、会計情報が人間の行動に影響を与えるものである (par. 100) という基本的な前提がおかれながらも、偏向等の問題からは距離をおく立場であることが明確に示されている (pars. 98-110)。これは、基本的に、かつて、会計基準設定に関わる政治性が問題となり、SEC委員長が声明を公表した、石油・ガス会計等の問題に対して配慮してのことと考えられる (par. 104)。つまり、ステークホルダー間の利害に関する不平等をもたらすような、偏向のある会計情報には、信頼性が付与されないというFASBの基本的なとらえ方が示されているのである (par. 107)。

では、関連性に関してはどのように規定されているのであろうか。SFAC 2では、情報利用者の意思決定支援目的を第一義とし (par. 47)、そのうえで、期待形成という予測プロセスと実際値による確定・修正のプロセスが意思決定に役立つという視点¹⁰⁾から、予測形成のための会計情報に重点をおいている (pars. 51-55)。

このようなSFAC 2の規定とは異なり、SFAC 8においては、それまで用いられてきた信頼性という概念に代えて、忠実な表現 (Faithful Representation) という概念が中心概念として据えられている。これは、完全 (complete)、中立 (neutral)、誤りがない (free from error) という3つの下位概念によって支えられるものである。

信頼性という概念を用いなかったのは、これを完全に放棄したからではなく、信頼性という概念には曖昧性が存在しており、また、この用語を用いて表そうとする概念¹¹⁾が、信頼性という用語では十分に表現しきれなかったため、FASBがより適切な言葉を模索したという事情が背景に存在している (BC3.20-3.25)。

表現の忠実性に関しては、もうひとつ重要な論点が存在する。それは実質優先 (substance over form) に関する言及が設けていることである (BC3.26-BC3.29)。この規定が設けられたのは、忠実な表現は、単に法定された様式に従っただけの表現よりも、経済事象の実質を表すことが出来るものとFASBが考えているためである (BC3.26)。

さらに、信頼性から忠実な表現への変更が行われるのと同時に、検証可能性に関しても、2つの中心概念から独立したものとして改めて定義し直されている (QC.26-28)。検証可能性は、FASBのSFAC 2では明示され、IASBの概念フレームワークでは明示されていなかったが、その意味するところは同様であった (BC3.35)。そこで討議資料では、これらを忠

¹⁰⁾ 予測と実測を確定するタイミングに関わる適時性については、これを補完する概念と位置づけられている (pars. 56-57)。

¹¹⁾ SFAC 8においては、これを意図する意味 (intended meaning) という言葉で表現されている (BC24)。

実な表現を構成する要素に含めたが、資料に対するコメントにおいて、忠実な表現であっても必ずしも検証可能なものとならない事象が存在し、それら事象を除外してしまうと有用性が損なわれることにもなるとの指摘を受けたため、委員会はこれらを再検討し受け入れたのである（BC3.36）。

もうひとつの中心概念である関連性に関しては、従前にフィードバック価値とされていたものが確認価値とされたことを除いて、表面的には大きな変化はないといえよう。ただし、SFAC 2において、信頼性と関連性の2つの中心概念は相互に関わる概念とされ、トレードオフの関係が存在していたが、SFAC 8では忠実な表現と関連性との間には、強い関係が想定されていない。これは、適時性（timeliness）、比較可能性（comparability）、検証可能性、理解可能性（understandability）等を、上記2つの基本概念から独立させて規定したことで、従来曖昧にされていた諸事項を解消しようと試みられたためであろう（BC3.32-43）¹²⁾。

6 今後に向けて

以上において検討したように、質的要件に関しては、IASBとの共同プロジェクトを通じて、国際化の影響がその変化に見られることが明らかにされた。ここで注目すべきは、概念フレームワークの再検討のプロセスにおいて、FASBが打ち出していた会計基準設定主体としての国際戦略のひとつとしてIASBとの共同プロジェクトという調整政策を採用し、それが、社会的会計選択行為を通じて代替案の導出と概念フレームワークの質的要件に関する最終的な規定の変更に対し、強い影響を与えていたということである。

つまり、概念フレームワークという社会的会計選択に先立って、FASBとIASBは、互いの利害を調整する目的で共同プロジェクトという調整政策を選択している（国際的会計選択行動）として選択しているという点が、重要なポイントであると考えられる。こうした方向性の違いによって、それぞれの会計目的観と計算構造観は、大きく影響を受け、それが、後の社会的会計選択と私的会計選択を通じて、会計情報の利害調整機能や情報提供機能に投影され、それぞれの内容が明確化していくメカニズムであると考えられるのである。

国際化の影響を受ける会計基準設定は、今後も、上述のような方向性に左右される局面が増え、基準設定を継続して論理的に保つための仕組みが、益々求められるようになってくることが予想される。そうであるならば、会計選択行動という視点から財務報告プロセスのメカニズムを研究する意義は、今後も益々高まっていくことになるであろう。

引用文献・参考文献

- Arrow, K.J., *Social Choice and Individual Values*, (John Wiley and Sons, 1951). (長名寛明訳『社会的選択と個人評価』日本経済新聞社、1977年)。
 Cheng, Q., "What Determines Residual Income" *The Accounting Review*, Vol. 80 No. 1 (Jan 2005) p. 85-112.
 Dye, R.A., and S.S. Sridhar, "Reliability-Relevance Trade-Off and Efficiency of Aggregation." *Journal of Accounting Research*, Vol. 42 No. 1 (Mar 2004) pp. 51-88.
 Financial Accounting Standards Board. *Statement of Financial Accounting Concepts No. 2: Qualitative Characteristics of Accounting Information*, (Financial Accounting Standards Board, 1980).
 Levitt, A., "The Importance of High Quality Accounting Standards." *Accounting Horizons*, Vol. 12 No. 1 (March

¹²⁾ この点については、川村 [2014] によれば、「基準設定のスピードに関する懸念からトレードオフの緩和が望まれる（60頁）」という事情が指摘されている。

- 1998) pp. 79-82.
- National Commission on Fraudulent Financial Reporting. *Report of the National Commission on Fraudulent Financial Reporting*. (National Commission on Fraudulent Financial Reporting, 1987). (鳥羽至英・八田進二共訳『不正な財務報告結論と勧告』白桃書房、1991年)。
- Penman, S.H., "The Quality of Financial Statements: Perspective from the Recent Stock Market Bubble." *Accounting Horizons*, Vol. 17 (Supplement 2003), pp. 77-96.
- Post, J. E., T. Lawrence, and J. Weber, *Business and Society: Corporate Strategy, Public Policy, Ethics, 10th ed.*, (The McGraw Hill Co. Inc, 2002).
- Schipper, K., "Principles-Based Accounting Standards," *Accounting Horizons*, Vol. 17 No. 1 (March 2003) pp. 61-72.
- Sen, A.K., "A Possibility Theorem on Majority Decisions," *Econometrica*, Vol. 34 No. 2 (April 1966) pp. 491-499.
- Solomons, D. *Making Accounting Policy the Quest for Credibility in Financial Reporting*. (Oxford University Press, 1986). (加藤盛弘監訳『会計原則と会計方針』森山書店、1990年)。
- 青木昌彦・奥野正寛・岡崎哲二編『市場の役割 国家の役割』東洋経済新報社、1999年。
- 新井清光『資本金論』中央経済社、1965年。
- 新井清光『会計公準論』中央経済社。
- 市川紀子『財務会計の現代的基盤—FASB「討議資料」・概念フレームワークの中心観を基軸に—』森山書店、2010年。
- 伊藤邦雄「会計政策と財務戦略 —ミッシング・リンクの探究—」『ビジネスレビュー』第33巻第1号、1985年、14-32頁。
- 大塚成男「FASBにおける新たな概念設定の意味—基準設定における利害調整の影響—」(中村 忠編『財務会計と制度会計』白桃書房、1994年、35-53頁所収)。
- 乙政正太『財務諸表分析 (第2版)』同文館、2014年。
- 勝尾裕子「IFRSと概念フレームワーク」(伊藤邦雄編著『別冊企業会計 企業会計制度の再構築』中央経済社、2013年11月、28-37頁所収)。
- 勝尾裕子「IASB概念フレームワークにおける利益概念」『企業会計』第67巻第9号、2015年9月、51-60頁。
- 川村義則「資産負債アプローチをめぐる議論からのインプリケーション」『会計』第185巻第1号46-62頁。
- 斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社、2002年。
- 斎藤静樹「会計基準の形成と市場間統合」『会計』第167巻第2号、2005年2月、55-69頁。
- 斎藤静樹編著『詳解 講義資料■財務会計の概念フレームワーク』中央経済社、斎藤静樹『会計基準の研究』中央経済社、2009年。
- 酒井邦雄・寺本博美・村上亨・吉田雅彦『経済政策入門』成文堂、2002年。
- 桜井久勝「会計情報の質的要件」(斎藤静樹編『会計基準の基礎概念』中央経済社、2002年、Ⅲ章所収)。
- 桜井久勝「会計情報の質の変化」『企業会計』第55巻第9号、2003年9月、25-31頁。
- 桜井久勝「財務会計のイノベーションの回顧と展望」『会計』第185巻第5号、2014年1月、1-15頁。
- 須田一幸『財務会計の機能—理論と実証—』(白桃書房、2000年)。
- 須田一幸「ファイナンス論と会計利益」『企業会計』第55号第9巻 (2003年9月)、32-52頁。
- 高橋吉之助・江島夏実・渡瀬一紀・高橋正子・黒川行治『企業決算行動の科学』中央経済社、1994年。
- 津守常弘『会計基準形成の論理』森山書店、2002年。
- 徳賀芳弘「国際会計基準と日本基準のパラダイム」(伊藤邦雄編著『別冊企業会計 企業会計制度の再構築』中央経済社、2013年11月、20-27頁所収)。
- 中村達也『市場経済の理論』日本評論社、1978年。
- 中村文彦「会計選択と会計基準の『質』」『産業経理』第63巻第4号、2004年1月、49-58頁。
- 藤井秀樹『現代企業会計論—会計観の転換と取得原価主義会計の可能性—』森山書店、1997年。
- 藤井秀樹『制度会計の会計学—会計基準のコンバージェンスを見すえて』中央経済社、2007年。
- 万代勝信『現代会計の本質と職能』森山書店、2000年。
- 森田哲彌「期間利益の性格—その業績尺度の検討—」『ビジネスレビュー』、第14巻第3号、1966年12月、22-32頁。
- 善積康夫『千葉大学経済研究叢書 4 : 経営者会計行動論の展開』千葉大学、2002年。
- 若林公美「純利益と包括利益のvalue-relevance」『企業会計』第67巻第9号、2015年9月、44-50頁。